「募集する医療機能(案)」についての地域医療構想調整会議開催後の流れについて

資料５－１

	2月～3月	調整会議開催後～3月末まで
調整会議委員		③「募集する医療機能(案)」に対する回答
県 (事務局保健所)	① 調整会議開催 (「募集する医療機能(案)」についての協議)	②「募集する医療機能(案)」の意見照会 ④ 意見の取りまとめ (※調整会議開催後、概ね1週間程度で取りまとめ)
県 (医療整備課)		⑤ 調整会議での協議及び意見の取りまとめ*を踏まえて、「募集する医療機能(案)」を決定 → 医療審議会(公募実施の諮問)→病床公募の開始

＊各意見の取扱いについては、各圏域の調整会議の会長と相談して決定